

名駅東花車・船入地区まちづくりの会

規 約

(目的)

第1条 名駅東花車・船入地区（現名駅五丁目(北側エリア)）のこれからのまちのあり方について、地域の住民、地権者及び関係主体が互いに交流・連携して、よりよい環境を築き地域の価値を向上させるため、地域の資源と特性を活かした自発的かつ自立的な市街地の形成・改善及び活用に関する取組みを行う事を目的とする。

(名称)

第2条 この会は名駅東花車・船入地区まちづくりの会（以下「まちづくりの会」という。）と称する。

(区域)

第3条 対象区域は名駅五丁目(北側エリア)の全域とする。
西～東方向：西は江川線から東は堀川まで
南～北方向：南は錦通りから北は桜通りまで

(活動)

第4条 まちづくりの会は次の活動を行うものとする。

- (1) 会員相互の交流促進に関する事
- (2) まちづくりに関する会員への情報提供
- (3) 行政機関との協議・調整に関する事
- (4) 対象区域全域のまちづくりに関する調査・研究、諸提案及び関連する制度やルールの協議・検討・実施
- (5) 連携（別掲）先との連携
- (6) 上記に関連した広報・イベント・その他の必要事項

(会員)

第5条 会員は「正会員」と「賛助会員」とし、次の区分で名簿に登録された者とする。

(1) 正会員

ア. 一般会員

対象区域内の土地所有者、建物所有者及び借地権者で会員となることを申し出た個人、法人又は団体

イ. 組合会員

対象区域にある区分所有建物の管理組合等で、会員となることを総会で決議した管理組合又は団地管理組合法人

(注：この管理組合の組合員で会員となることを申し出た者は一般会員とする。)

(2) 賛助会員

対象区域内・外に事務所を有する一般会員以外の個人・法人又は団体で、本まちづくりの会の趣旨に賛助の申し出をし、理事会で承認したもの。

(入会)

第6条 まちづくりの会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会するときは理事会に届け出るものとする。

2. 会員がまちづくりの会の目的に反する活動をし、まちづくりの会の名誉を著しく損なったときは、理事会の議決により、これを退会させることができる。

(役員)

第8条 まちづくりの会には次の役員を置くものとする。

| | |
|-----|------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以内 |
| 理事 | 9名以内(会計含む) |
| 監事 | 2名以内 |

上記の他、顧問、相談役を各々若干名置くことができるものとする。

(役員を選出)

第9条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は理事のうちから理事会が推薦し総会で承認する。
- (2) 副会長は理事のうちから会長が推薦し総会で承認する。
- (3) 理事の選出は次によることとし、総会で選出する。

・旧花車町一丁目、中一丁目、二丁目、三丁目及び船入町の各地域の一般会員から、それぞれ1名以上を選出するものとする。但し一般会員がいない区域又は選出することができない地域の場合はこの限りでないものとする。

・組合会員を理事とする場合は、1会員につき複数(2名まで)の理事を選ぶことができるものとする。

- (4) 監事は理事会が推薦し総会で選出する。
- (5) 顧問、相談役は会長が推薦し総会で選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が選出されるまで、前任者がその職務を行うものとする。

(役員任務)

第11条 会長はまちづくりの会を代表する

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代理する。
3. 理事は、合議により業務にあたる。
4. 監事は、まちづくりの会の毎年度の業務及び経費の状況を監査し、通常総会において、その結果を報告するものとする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年一回これを開催し、会長がこれを招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるときは、自ら招集し、また正会員の4分の1以上の発議があった場合は、会長は、これを招集しなければならない。
4. 総会は一般会員、組合会員の各々過半以上の出席(委任状含む)を必要とするものとする。

(総会議決)

第13条 総会議決は、次によるものとする。

- (1) 総会における議決は、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができるものとする。
- (2) 議決は出席(委任状含む)した一般会員、組合会員の各々過半以上の賛成をもって行うものとする。
- (3) 総会議決にあたり、一般会員の法人又は団体及び組合会員は、あらかじめ議決権を行使する者の氏名をまちづくりの会に届け出るものとする。

(理事会)

第14条 理事会は会長、副会長、理事で構成し、原則として定期的に開催する。

(理事会議決)

第15条 理事会は役員2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決する。

(事務局)

第16条 まちづくりの会の事務を行うため事務局を設ける

(委員会の設置)

第17条 理事会には、理事会の実施事項を推進するため下部組織として、まちづくり推進のための委員会を設置することができるものとする。また理事会の決議により必要な部会を設置することができるものとする。

(まちづくりの会の運営と会費)

第18条 まちづくりの会は会費、寄付金、公的助成金及びその他の収入により運営するものとする。

2. 前項の会費の負担、徴集については、総会の決議により「会費規則」を別途定めるものとする。

(連携)

第19条 まちづくりの会は以下の機関、団体と連携し活動するものとする。

- ・名古屋市
- ・対象区域内各町内会、町内会連合
- ・新明学区
- ・花車神明社・山車保存会
- ・周辺地域及び他地域のまちづくり活動団体
- ・地域まちづくりに関する研究機関
- ・その他本対象区域に係る団体

(会計年度)

第20条 まちづくりの会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

附則 この規約は令和2年4月1日から施行する。